

ID: 73

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用等の制限		
例規名 根拠条項	聖籠町社会体育施設条例施行規則 第9条（第12条第2項において適用する場合を含む。）		
例規番号	平成15年 教育委員会規則第2号		
<p>【根拠条文】 (使用等の制限) 第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する使用者等に対し、その使用又は入場を制限し、若しくは退場させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 泥酔者又は保護者の伴わない六歳未満の幼児 二 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となることを行う者 四 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者 五 その他管理上支障があると認められる者 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日